

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和35年法律第145号	
手続名	薬局製造販売医薬品の製造業の許可<2>		根拠条項	第13条第1項	
審査基準	リ 崩壊度試験器 ル 試験検査に必要な書籍 又 融点測定器 なお、当該許可を受けようとする者は、当該店舗において薬局開設許可を取得している、又は、薬局開設許可申請中でなければならない。				
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関
			標準処理期間	20日	目次
			標準経由期間	日	31の5-2